

# 宮城県公衆衛生学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は宮城県公衆衛生学会と称する。
- 第2条 本会は公衆衛生に関して会員相互の研鑽を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) 学術総会の開催
  - 2) 研究集会の開催
  - 3) 各種共同研究の実施
  - 4) 会報の発行
  - 5) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会に支部を設置することができる。  
但し、支部の設置については役員会の承認を必要とし、その運営の一切は支部長これを行うものとする。
- 第5条 本会の事務局は仙台市青葉区星陵町4番1号 東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野に置く。

## 第2章 会 員

- 第6条 本会の趣旨に賛同して入会するのをもって会員とする。
- 第7条 本会に入会しようとするものは、本会事務局に入会申込書を提出し、かつその年度の会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は毎年その年度の会費を納入しなければならない。  
特別の理由なく引続き2年以上会費を納入しないものは会員の資格を失う。
- 第9条 会員は会報の配布を受け、かつ学術総会及び研究集会に出席して業績の発表又は発言することができる。

## 第3章 役 員

- 第10条 本会に次の役員をおく。
- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 会 長   | 1 名             |
| 副 会 長 | 3 名             |
| 幹 事   | 若干名（うち数名を常任とする） |
| 監 事   | 2 名             |
- 第11条 会長は本会を代表し、本会の運営に関する事務を総理する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。  
幹事は会長の指示により会務の企画、運営に当たる。  
監事は会計を監査する。
- 第12条 会長、副会長及び監事は総会において会員のうちから選出する。幹事は会員のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第13条 役員任期は2年とする。但し役員は任期満了後といえども、後任者ができるまでその職務を行うものとする。

第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は第9条に定める権利を有するものとする。

#### 第4章 会 議

第15条 本会の会議は総会、役員会及び支部会とする。

第16条 総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。  
定期総会は毎年1回、臨時総会は役員会において必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要求あるとき開催しなければならない。

第17条 総会の議決を要する事項は次の通りとする。

1) 事業計画 2) 予算、決算 3) 会則の変更 4) その他必要な事項

第18条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

第19条 役員会は会長、副会長及び幹事をもって構成し、必要に応じてこれを開き、会務の企画、運営に関して連絡協議する。

第20条 総会及び役員会は会長これを招集し、且つその議長となる。支部の運営は、各支部の定めるところによる。

#### 第5章 学 術 総 会

第21条 本会は毎年1回以上学術総会を開催する。

第22条 学術総会の運営に関する細目はそのつど会長が定める。

#### 第6章 会 計

第23条 本会の経費は会費及び寄附金をもって当てる。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第24条 本会の会費は年額3,000円とする。ただし学生（大学院生を含む）の会費は年額1,000円とする。また顧問の会費は無料とする。

#### 附 則

本会則は、昭和42年7月15日より実施する。

会則改正	(22条及び23条)	昭和50年4月1日
〃	(第4条)	昭和51年2月28日
〃	(第24条)	昭和55年2月22日
		昭和60年2月15日
〃	(第10条)	昭和58年2月18日
〃	(第5条, 第8条, 第12条及び第23条)	昭和62年7月24日
〃	(第5条)	平成11年2月18日
〃	(第5条)	平成15年7月4日
〃	(第5条)	平成24年7月12日
〃	(第24条)	平成26年2月19日
〃	(第14条及び第24条)	平成29年7月14日
〃	(第5条)	平成30年7月27日